

長建協発第526号
平成27年2月12日

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公共事業労務費調査（平成26年10月調査）の実施報告について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共事業労務費調査連絡協議会事務局である国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より、標記調査に基づく「平成27年度2月から適用する公共工事設計労務単価」の決定について別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、公共工事設計労務単価は、下請契約、下請代金支払い等を拘束するものではないとされておりますので、別添文書「記」以下の事項についてご留意下さるようお願い申し上げます。

また、本調査は、調査対象工事の元請企業及び下請企業から提出された調査票について提出資料に基づく審査が行われますが、審査の段階で調査対象者のうち約3割に相当する標本が「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底により棄却されております。

つきましては、公共事業労務費調査の重要性に鑑み、建設労働者の雇用改善を推進し、協力会社を含めた建設労働者の雇用管理をなお一層徹底下さるようお願い申し上げます。